

■矢巾町内で事業を営む方が岩手県新型コロナウイルス対策資金の保証料補給を受ける場合

□事業の内容

岩手県融資制度「[岩手県新型コロナウイルス対策資金](#)」により融資を受けた事業者に対し、保証料全額を補給します。

□提出書類

- ①矢巾町新型コロナウイルス感染症対策資金保証料補給承認申請書（様式第1号）
：申請時に記入
- ②信用保証依頼書：岩手県信用保証協会様式
- ③滞納がない証明書：矢巾町役場税務課にて申請・取得（300円/通）

■申請の流れ

- (1) 融資申込の段階で、申請書(①)の記入・提出…書類②、③を添付
- (2) 町から保証料補給の承認通知書を通知します。
- (3) 町からの承認通知書の写しと滞納がない証明書の写し(③)を融資申込の際に保証協会へ提出します。
- (4) 保証料の補給は、町から保証協会へ直接支払われます。事業主の保証料負担はありません。

※すでに「[新型コロナウイルス感染症対策資金](#)」の融資について実行されている方の保証補給の方法については、別途ご相談ください。